

水環境保全基本計画の改定について

1 計画改定の背景

平成 8 年に策定された福島県水環境保全基本計画は、平成 22 年度で終期を迎える。これまでの取組みにより本県の水環境は着実に改善しているが、この 15 年間の水環境を取り巻く状況の変化により、次のような課題が見られるところから、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくため、今般見直しを行うものである。

- ・ 公共用水域の水質環境基準を達成するため、工場・事業場等の水質汚濁源に対する対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策をさらに推進する必要がある
- ・ 湖沼等の閉鎖性水域の水質改善を図っていく必要がある
- ・ 挥発性有機化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等が環境基準を超えるなどの地下水汚染が見られることから、未然防止と浄化対策が必要である。
- ・ 県政世論調査の結果、公共用水域の水質保全や水辺地の保全に対する満足度が低い結果が出ていることなど

2 計画の位置づけ

- ・ 「福島県生活環境の保全等に関する条例」第 5 条により定められている計画
- ・ 「福島県総合計画」の部門別計画である「福島県環境基本計画」を推進するための個別計画
- ・ 「うつくしま水プラン」や「うつくしま『水との共生』プラン」等との関連のもとに計画を改定

3 計画期間

上位計画である県の「総合計画」及び、「環境基本計画」が描く将来展望（30 年程度先）を共有しながら、平成 26 年度を目標年度とする 4 か年計画。

4 計画改定の基本的な考え方

水環境を取り巻く状況の変化を踏まえながら、現行計画に掲げる基本理念や基本目標の実現を引き続き目指すこととし、上位計画が描く将来イメージの実現に向けた取組みをより一層進めていく。

5 次期計画の骨子（案）について

別紙資料1-2参照

（1） 基本理念

現計画の理念を引き継ぎ以下の3つとする。

- ア 豊かな水環境の継承
- イ 健全な水循環の確保
- ウ 水環境を介した地域社会の活性化

（2） 基本方針

「水質、水量、水生生物、水辺地」の観点から以下の5つの基本方針とする。

- ア 清らかで安全な水質の保全
- イ 水環境の保全に必要な水量の確保
- ウ 多様な水生生物等が共生する水域及び水辺地の保全
- エ 県民、事業者等の自発的かつ連携した水環境保全活動の推進
- オ 水環境に関する調査研究の推進

（3） 水環境保全の目標

- ア 基本目標
- イ 水質保全目標
- ウ 指標

（4） 目標達成のための総合的施策

基本方針ア～オを大項目として施策体系を構築していく。

（5） 計画の推進に向けて

6 今後の予定

- 11月 環境審議会第2部会（計画素案検討）
- 12月 パブリックコメント実施
- 1月 環境審議会第2部会（答申案検討）
- 2月 環境審議会全体会（答申案審議）
- 3月 福島県水環境保全基本計画の改定計画決定